

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生企第488号

令和4年6月7日

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定について（通達）

児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組については、「「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」の決定について（通達）」（令和3年4月21日付け熊生企第355号）等により推進してきたところであるが、警察庁から別添「「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定について（通達）」（令和4年5月20日付け警察庁丙人少発第9号）が発出され、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（以下「新プラン」という。）及び新プランに伴う施策等が通達された。

各所属にあっては、新プランが決定された趣旨及びその内容を踏まえ、各部門間の連携に加えて、関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、児童の性的搾取等の撲滅に向けた諸対策を強力に推進されたい。

なお、「「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」の決定について（通達）」（令和3年4月21日付け熊生企第355号）及び「児童の性的搾取等に係る対策の強化について（通達）」（令和3年4月21日付け熊生企第356号）は廃止する。

※ 警察庁通達「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の決定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。